

官報

号外 昭和三十一年四月六日

○第一回
國會
衆議院會議錄第三十一號

昭和三十一年四月六日(金曜日)

議事日程 第二十八号
昭和三十一年四月六日
午後一時開議

第一 特定物資輸

第一 特定物資輸入臨時指置法案
(内閣提出)

第二 輸出保険法の一部を改正する 法律案(内閣提出、參議院送付)

付(三)

前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内)

第六章 消防指揮等公務之職能

任共濟基金法案（內閣提出）

參議院送付)

昭和三十年四月

（承諾を求
（その1）
書類用紙請求書

昭和三十一年度特別会計予算
めるの件)

書調總用資

第七 昭和三十年度一般会計国庫

第三回

日本原子力研究所の敷地問題に関する一考察(前編)

昭和三十一年四月六日 衆議院会議録第三十一号

を克服し、進んで原子力の平和利用を達成するメック、これが原子力研究所の使命である。従つて、その敷地の決定はまことに重大なる意義を持つておるのであります。(拍手)

さればこそ、この決定に当つては、昨年中に、すでに専門的な権威を集めまして敷地選定委員会を設け、周到なる調査と検討を遂げた結果、神奈川県武山を最適地としてあげたのである。原子力委員会も二月十五日この答申を採択いたしまして、ここに公式なる委員会決定として内閣総理大臣に報告をいたしたのである。武山を敷地として決定するに至るまでには、すでに、非公式ながら米側の意向を打診して、一応その承認を得ておるところであり、日本学術会議もすみやかに武山に決定すべき旨を首相あてに申し入れていることは、政府も御承知の通りである。

従つて、総理は、法に定められたるごとく、原子力委員会の決定を尊重して、関係行政機関の長たる外務大臣を通じて、この決定を日米合同委員会の議に付し、堂々アメリカ側に対して返還の折衝を開始すべきが当然であったのである。(拍手)しかるに、政府は、いかなる理由によつてか、じんぜん五十日の日を空費し、しかも、その結果、ついに原子力委員会のこの重要な決定は葬り去られようといふいたしておるのである。

しかも、過般われわれが担当大臣に武山を研究所の敷地とすべき旨を要求いたしましたる際、御出席の防衛庁長官は、公然と、武山は水陸両用部隊のためにぜひとも確保いたしたいと答えておるのである。これより察知するならば、原子力委員会の決定を葬り去ら

次に、本法案の内容を申し上げます。第一に、特定物資とは、さしあたりバナナ、バイナップル、カン詰、時計及びスジコであります。第二に、特定物資について外貨資金の割当を受けたものは一定額を国庫に納付しなければならないこととしております。なお、国庫に納入されます特別輸入利益は約十六億円でありますと、これを特定物資納付金処理特別会計の歳入とし、これより予備費、必要経費等を差し引いた十五億円を産業投資特別会計に繰り入れる予定であります。第三に、本法案は臨時立法としまして、有效期間を三年といたしております。
以上が本法案提出の理由並びに要旨であります。

本法案は、二月十七日当委員会に付託せられ、二十一日政府委員より提案理由の説明を聴取し、越えて三月八日、九日、十三日、十四日、十五日及び十六日の六日間にわたりて熱心な質疑応答が行われました。その間、さらに審議の慎重を期するため、十四日、十五日と両日にわたり参考人を招致し、意見を聴取いたしました。

その質疑のおもなる点を申し上げますと、社会党佐竹新市君より、輸入権者に加工業者を入れて、輸入専業者とともに公開入札に参加せしめた理由いかんとの質問あり、これに対し、関係政府委員より、バナナの輸入について輸入の意思と能力を有する新規業者にもある程度門戸を開放する必要があると考えたので加工業者を入れることとした旨の答弁がありました。なお、質疑の詳細については会議録を御参照願うことといたします。

十六日、自由民主党篠田弘作君より附質疑打ち切りの動議が提出され、動議につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決いたしました。引き続き、本法案につき、討論を省略し直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもちまして可決いたした次第であります。

なお、自由民主党小笠公韶君より附帯決議案が提出され、趣旨弁明の後、附帯決議案につき採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決いたしました。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案について概略御報告申し上げます。

御承知のように、現行法は昭和二十九年三月に输出振興を目的として制定さ

が、その投資にかかる株式または持株分を、外國政府もしくは公共体またはこれに連するものによって株式等を割取、収用されたとき、また、被投資法人が戦争、革命または内乱により重大な損害を受け、一定期間以上事業を休止し、その後解散したことによつて損失を受けたことについて国が填補するのであります。

本法律案は、一月二十一日当委員会に予備付託となりましたので、翌二十二日政府委員より提案の理由を聽取いたしました。なお、本案は參議院において修正せられ、衆議院に送付され、三月三十一日委員会に本付託となつた次第であります。その間、当委員会におきましては、三月八日、十三日及び四月四日の三日間にわたり質疑が行されました。その内容については会議録を御参照願います。

四月四日、質疑終了後、討論に付し、社会党松平忠久君より賛成意見の開陳がなされ、次いで採決に入りましたところ、全会一致をもつてして參議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。これを許します。佐竹新市君。

市君。
〔佐竹新市君登壇〕

○佐竹新市君 ただいま委員長代理から報告がありました特定物資輸入臨時措置法案に對しまして、私は条件をつけてまして賛成の討論をいたすものであります。(拍手)

第一に、この法案は特定物資の差益吸収をすることが法案の目的になつております。言ひかえるならば、台湾

から入れますベナナあるいはペイカラン、その他の国から入れます時計、スジゴ、こういうような特定物資から、ジゴが一定の差益金を吸収するというの十六億の予算を組んでおります。それで十六億の中では、バナナは十二億でございますので、こういうことに対しまして法外で、こういうことに対しまして法外で、このいわゆる特定物資を輸入しますと、そこらの外貨の割当に対しましては、今回の処置はどうしても承服することができません。（拍手）

した理由はどこにあつたかと申しますると、従来加工業者でありましたところの、輸入の実績を持たない一加工業者に入札を許したというところに問題が起きたのでござります。（拍手）その入札を許しましたのは、どういうわけでも許したかと申しますと、全般連合長である福田善三郎、これは河野農林大臣にあるの争入札が許されました結果、法外な競争取扱いをいたしまして、そうも、明白にそのことを証言しておられます。そのいわゆる全般連合に対して競争入札が許されましたから、益吸収の入札をいたしまして、そこで、ついに、全般連合、そのほとんどが落札されただけであります。

卷之三

われわれが、審議の過程におきまして、通産大臣なり農林大臣なりに尋ねますと、バナナは昔はたまき売りしたもので、しかし、このころは非常に不自由である、そういう特定物販であるから、 국민に安いバナナを食わせるというものが目的である、といふ答弁がございました。しかしながら、この結果によってはどうなりましたかと申しますと、非常に高いバナナになつて参りました。(拍手)昨日の市場の相場のごときは、一かごが一万一千円もするという法外な値段であります。(拍手)皆さん、台湾でのバナナは一本が三円でございます。それが日本に入りますと、一本が五十円、六十円と、もう膨大な値段になつております。こういうようやかな高い値段でありますから、国が差益を吸収することは当然でございますが、市場法の改正を農林大臣が命じて、特定の業者に入札を許したというところに、私は大きな問題があると考えるのであります。(拍手)かようなことが問題になりました、通産委員会では議論になつたのであります。私は、何と申しましても、かような外貨割当をめぐつて特定な政治工作が行われるということは、今後最も考えなければならない問題ではないかと考えます。——委員会では、臨時措置法でありますから、一応われわれは賛成して上げております。差益吸収でありますから反対はいたしません。今後におきまして、外貨の割当に対しましては——今農林委員会で問題になつておりますから、農林委員会は問題になつておきましようか。バナナの問題はどうでありますようか。レモンの問題はどう

对して政治工作がなされておるといふことがあります。かようなことをもつていたしますれば、日本の輸入秩序を乱すといつて結果になります。通産省の窓口を押えて、政治家が力をもつて自分の利益にせんがために特定な工作をするといふが、まさに至ります。これは、かよろんなバナナで、いわゆる特定な差益吸収をするのであつたなれば、去年の暮れに農林省が農林委員会に提案した砂糖の差益の吸収は一体どうする力ありますか。七十億砂糖でうけた差益を国が吸収するものが、農林大臣に言えど、所管でないから通産大臣、通産大臣に言えば、よくわからぬから大蔵大臣、七十億がどこに消えたかわからぬことになつてしまつておる。バナナで差益吸収をするのであつたならば、なぜ砂糖の差益をとるようにならないか。なぜその法律を出さないか。(拍手)私は、こういう点に対しまして、今回のバナナの外貨の割当に對しましては非常に不可解な点がある。こういう点で、今後におきましては徹底的に追究いたしますと同時に、今回のは差益吸収の臨時措置法でありますから一応賛成いたしまして、今後の外貨割当に対しましては、わが社会党は十分に追及するであろうということを申し上げまして、賛成の意見にかえます。(拍手)

の処置をとることといたします。
これにて討論は終局いたしました。
両案を一括して採決いたしました。両案は委員長報告通り決するに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よつて、両案は委員長報告通り可決いたしました。

前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案

法上の公務員を除く。以下「公務員」といふ。若しくは公務員に準用する者（法律第百五十五号附則第一項に規定する旧準軍人を除く。以下「準公務員」といふ。）はこれらの者の遺族に給する恩給法に基く普通恩給（以下「普通恩給」といふ。）又は同法に基く扶助料（恩給法第七十五条第一項第一号（これに相当する従前の規定を含む。）に規定する扶助料以外の扶助料で昭和二十八年七月三十日以前に給与事由の生じたものを除く。以下「扶助料」といふ。）で、その年額計算の基礎となつている俸給年額が三五四、CCC四〇八とのものについては、昭和三十一年十二月分以後、その年額を、その年額計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

ける者（恩給法に基く増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者及び扶助料を受ける子を除く。）については、その者が六十歳に満ちる月までは、改定年額と従前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十歳に満ちる月をもつて、その二人が六十歳に満ちる月とみなす。（昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずる普通恩給についての改定規定の適用）

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員又は準公務員に給する普通恩給で、昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、同年九月三十日に給与事由の生じたものとみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第一条第一項中「昭和二十一年十月分以降」とあるのは、「普通恩給の給与事由の生じた日の属する月の翌月分以降」とする。

といふものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたし

ます。本案は委員長報告の通り決する

に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第四、消防団員等公務災害補償責任共済基金法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大矢省三君。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案(内閣提出)

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大矢省三君。

第一条 総則(第一条)

第二章 基金(第二条 第五条)

第三章 役員(第六条 第八条)

第四章 業務(第九条 第十四条)

第五章 会計(第十五条 第十八条)

第六章 監督(第十九条 第二十一条)

第七章 資産に関する事項

第八章 罰則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、消防組織法(昭和二十二年法律第三百二十六号)第十五条の四の規定による非

常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十六条の二の規定による消防作業に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に関する市(特別区の存する区域について)は、都。以下同じ。町村の支払責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という。)を設立し、もつて消防団員等公務災害補償を的確に実施することを目的とする。

第二章 基金(第二条 第五条)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第五章 会計(第十五条 第十八条)

第六章 監督(第十九条 第二十一条)

第七章 資産に関する事項

第八章 罰則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、消防組織法(昭和二十二年法律第三百二十六号)第十五条の四の規定による非

常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十六条の二の規定による消防作業に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に関する市(特別区の存する区域について)は、都。以下同じ。町村の支払責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という。)を設立し、もつて消防団員等公務災害補償を的確に実施することを目的とする。

第二章 基金(第二条 第五条)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 市町村との消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結に関する事項

八 市町村の掛金に関する事項

九 会計に関する事項

十 公告の方法

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、消防組織法(昭和二十二年法律第三百二十六号)第十五条の四の規定による非

常勤消防団員に係る損害補償及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十六条の二の規定による消防作業に従事した者に係る損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に関する市(特別区の存する区域について)は、都。以下同じ。町村の支払責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という。)を設立し、もつて消防団員等公務災害補償を的確に実施することを目的とする。

第二章 基金(第二条 第五条)

第三条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第四条 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一 理事長又は理事は、監事と兼ねることができるない。

2 理事は、他の職業に従事することはできない。

3 理事は、定款で定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の重要な業務を掌理する。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 理事長又は理事は、監事と兼ねることができるない。

6 常務理事は、他の職業に従事することはできない。

7 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 役員は、再任されることができる。

(基金の権限)

第九条 市町村は、消防団員等公務災害補償の実施のため、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

第十条 基金は、政令で定めるところにより、消防団員等公務災害補償を行つて市町村に対して、その請

求に基き、当該非常勤消防団員又は消防作業に従事した者に係る療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償又は打切補償に要する経費について政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならぬ。ただし、次条の規定による掛金を支払わない市町村に対しては、この限りでない。

第十二条 国は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために必要な経費に充てるため、人口、非常勤消防団員の数等を基準として政令で定める額を、掛金として、基金に對して支払わなければならない。

(市の掛金)

第十三条 基金は、市町村が行う消

防団員等公務災害補償に必要な經

費を当該市町村に対して支払う場

合において必要があると認めるとき

は、当該市町村の市町村長に対

して説明を求め、報告をさせ、若

しくは当該消防団員等公務災害

補償に係る帳簿書類の提出を求

め、又は職員をして市町村長の保

管する当該帳簿書類若しくは当該

非常勤消防団員若しくは消防作業

に従事した者の診療を担当した者

を代表する者、町村議会の議長を代表する者及び学識経験者について、内閣総理大臣が任命する。

第三条 前項の場合において、市長を代表する者、市議会の議長を代表する者、町村長を代表する者及び消防団員を代表する者の任命について、内閣総理大臣が任命する。

第四条 常務理事は、学識経験者のうちから任命された理事につき、理事長が任命する。

第五条 常務理事は、監事は、市長を代表する者、町村長を代表する者及び消防団員を代表する者について、内閣総理大臣が任命する。第三項の規定は、この場合について準用する。

第六条 基金に、役員として理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事三人を置く。

(役員の職務及び権限)

第七条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、定款で定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときははその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の重要な業務を掌理する。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、市長を代表する者、町

村長を代表する者及び消防団員を代表する者について、内閣総理大臣が任命する。第三項の規定は、この場合について準用する。

第六条 基金に、役員として理事長一人、常務理事一人、理事十人以内及び監事三人を置く。

(国庫の補助)

第七条 国は、消防団員等公務災害補償の的確な実施を図るために必要な経費に充てるため、人口、非常勤消防団員の数等を基準として政令で定めるところにより、予算の範囲内で、基金に対して、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

(基金の権限)

第十三条 基金は、市町村が行う消

防団員等公務災害補償に必要な經

費を当該市町村に対して支払う場

合において必要があると認めるとき

は、当該市町村の市町村長に対

して説明を求め、報告をさせ、若

しくは当該消防団員等公務災害

補償に係る帳簿書類の提出を求

め、又は職員をして市町村長の保

管する当該帳簿書類若しくは当該

非常勤消防団員若しくは消防作業

に従事した者の診療を担当した者

の診療録その他の帳簿書類を実地に調査させることができる。基金が消防団員等公務災害補償に必要な経費を市町村に支払った後において、その支払額に錯誤があると認めると至つたときも、また、同様とする。

2 前項の場合において、基金の職員が実地に調査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(基金の返還要求)
第十四条 基金は、消防団員等公務災害補償を行う市町村に對して第十条の規定によりその経費を支払つた後において、その支払額について錯誤があつたことが判明したときは、当該市町村に對して、その錯誤に係る額の返還を求める。

(事業年度)
第十五条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日で終るものとする。

(事業計画書)
第十六条 基金は、事業年度ごとに、事業計画書を作成して、内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。事業計画書に総理府令で定める重要な変更を加えようとするときも、また、同様とする。

(報告及び公告)
第十七条 基金は、毎事業年度末に、財産目録及び事業状況報告書を作成し、これに事業計画書の区分に従つて作成した当該事業年度

の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、その財産目録、事業状況報告書及び決算報告書を公告しなければならない。

(総理府令への委任)
第十八条 前三条に規定するもののはか、基金の会計及び資産の運用その他の財務に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(報告及び検査)
第十九条 内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

(会計)
第二十条 基金が第五条第一項の規定によつてする登記及び基金があると認めるときは、基金に対して、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査をして報告をさせ、又は部下の職員をして業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、基金が從たる事務所を設けた場合における当該事務所に対する前項の権限を当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に委任することができる。

3 前二項の規定により職員が検査を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の検査の権限報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

(定款の変更命令等)

第二十条 内閣総理大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他の監督上必要な命令をすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、定款の変更については、この限りでない。

(役員の解任)
第二十一条 内閣総理大臣は、基金の役員が法令若しくは定款又は前条の規定による命令に違反したときは、これを解任することができる。

(施行期日)
第二十二条 基金が第五条第一項の規定によつてする登記及び基金があると認めるときは、基金の存のためにする登記には、登録税を課さない。

(登録税の非課税)
第二十三条 この法律に特別の定があるもののほか、市町村の廢置合併又は境界変更があつた場合における措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定めること。

(政令への委任)
第二十四条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十五条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(基金の設立)
第二十六条 内閣総理大臣は、第八条第二項、第三項及び第五項の規定の例により、基金の理事又は監事となるべき者を指名する。

(監事の選任)
第二十七条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十八条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十九条 基金は、設立委員会の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

2 基金の代表者又は代理人、使用人その他の従事者が基金の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対しても同項の刑を科する。

3 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反して登記することを怠つた基金の役員は、二万円以下の過料に處する。

(附則)
第二十条 前項の規定による内閣総理大臣の認可又は承認があつたときは、設立委員は、退席なく、その事務を附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 前項の規定によつてする登記にかかる場合は、登録税を課さない。

3 第二条 内閣総理大臣は、第八条第一項、第三項及び第五項の規定の例により、基金の理事又は監事となるべき者を指名する。

(附則)
第二十二条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結措置)
第二十三条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十四条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十五条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(附則)
第二十六条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十七条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十八条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十九条 基金は、設立委員会の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

第四条 設立委員は、第四条の規定

の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定による内閣総理大臣の認可又は承認があつたときは、設立委員は、退席なく、その事務を附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

3 第二条 内閣総理大臣は、第八条第一項、第三項及び第五項の規定の例により、基金の理事又は監事となるべき者を指名する。

(附則)
第二十二条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(附則)
第二十三条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十四条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十五条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(附則)
第二十六条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十七条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十八条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十九条 基金は、設立委員会の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

第四条 設立委員は、第四条の規定

の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定による内閣総理大臣の認可又は承認があつたときは、設立委員は、退席なく、その事務を附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

3 第二条 内閣総理大臣は、第八条第一項、第三項及び第五項の規定の例により、基金の理事又は監事となるべき者を指名する。

(附則)
第二十二条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(附則)
第二十三条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十四条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十五条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(附則)
第二十六条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十七条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十八条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十九条 基金は、設立委員会の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

第四条 設立委員は、第四条の規定

の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定による内閣総理大臣の認可又は承認があつたときは、設立委員は、退席なく、その事務を附則第二条第二項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

3 第二条 内閣総理大臣は、第八条第一項、第三項及び第五項の規定の例により、基金の理事又は監事となるべき者を指名する。

(附則)
第二十二条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(附則)
第二十三条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十四条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十五条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(附則)
第二十六条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十七条 市町村は、この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に対し、第十二条の規定による掛金を支払わなければならぬ。

(附則)
第二十八条 第十九条の規定による登記には、登録税を課さない。

(附則)
第二十九条 基金は、設立委員会の例により定款を作成して内閣総理大臣の認可を受け、第十六条の規定の例により最初の事業年度の事業計画書を作成して内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ。

定により消防団員等公務災害補償責任共済契約が締結されるまでの間に発生した事故により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となつた者又はそれらの者の遺族若しくは被扶養者に係る消防団員等公務災害補償については、

なお、従前の例による。
(事業年度の経過措置)

第九条 基金の最初の事業年度は、

第十五条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

(基金に対する便宜の供与)

第十一条 内閣総理大臣は、当分の間、基金の業務の遂行のため必要があると認めるときは、国家消防本部の職員をして基金の業務に従事させ、又は国家消防本部の使用する施設(土地を含む)を無償で基金の利用に供することができる。

(所得税法の一部改正)
第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十二号中「町村職員恩給組合連合会」の下に、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五条第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

(消防組織法の一部改正)
第十三条 消防組織法の一部を次のよう改定する。

第四条第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の二号を加える。

十三 消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第...号)に基く内閣総理大臣の権限の行使の補佐に関する事項

第十五条の四中「その消防吏員つては財政その他の事情の類似する他の市町村の消防吏員の例に準じ、上記攻令で定める基準に従い条例で定めるところにより」に改める。

(消防法の一部改正)
第十四条 消防法の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「市町村は、」の下に政令で定める基準に従いを加え、「療養その他の給付を行ふものとする。」を「その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれららの原因によつて受けた損害を補償しなければならない。」に改め

(地方税法の一部改正)
第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に、「消防団員等公務災害補償責任共済基金」を加える。

[報告書は会議録追録に掲載]

【大矢省三君登壇】

○大矢省三君 大だいま議題となりました消防団員等公務災害補償責任共済基金法案につき、地方行政委員会の審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、從来から市町村の責任と応援協力者に対する損害の補償につき徹底した損害補償制度を確立し、その完全な実施をはかるため政府が立案したものであつて、これらの損害補償に関する市町村の支払い責任の共済制度として、公法上の法人格を有する特別の基金を設け、市町村はこの基金と共済契約を締結して、政令で定める一定の掛金を基金に支払い、国庫も必要に応じて予算の範囲内で補助金を交付することとし、基金は、契約を結んで掛け金を支払った市町村に対して、その請求に基き、政令で定める一定の金額を支払うことを主たる内容とし、なお、本案を実施するに当り、的確に活用することができるために、消防組織法及び消防法の一部を改正し、市町村が定める条例に一定の基準を与えることとなつております。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託、同二十四日大蔵國務大臣より提案理由の説明を開き、特に小委員会を設けて検討する等、慎重審議いたしました。特に問題となつたのは、本年度共済基金に対する國の補助金について予算措置がとられていないことでありますが、この点につき、大蔵當局は、本年度において四千万円程度を補正予算またはその他の方針により補助

する措置を講ずる旨の言明があつたの

あります。四月三日質疑を終了し、翌四日討論を省略して採決に付し、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決したのであります。

なお、この際、本案に対し、次のことを附帯決議をなすべき旨の動議が、自由民主党及び日本社会党的両党を代表して唐澤委員より提出されました。

○附帯決議
政府は左の事項の実現に努力すべきである。

一、本制度の運営については、中央集権的弊害に流れざるよう努めること。

一、共済基金に対する國の補助金については、基金の運用を充分ならしめるよう速かに予算措置を講ずること。

一、水防団員等に関する事項の措置を速かに講ずること。

右決議する。これまた全会一致をもつて可決されました。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決する。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
右決議する。これまで全会一致をもつて可決されました。

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決する。

(目的)

第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「都市公園」とは、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は同法第三条の規定により決定された都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するものをいい、それらの地方公共団体が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

都市公園法案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月三十一日
衆議院議長益谷秀次殿
参議院議長河井彌八

都市公園法案
都市公園法
衆議院議長益谷秀次殿
参議院議長河井彌八

二 この法律の規定による許可に附した条件に違反している者

三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者

2 公園管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

4 公園管理者は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分をされ、又は当該措置を命ぜられるべき者について聴聞を行わなければならぬ。ただし、その者が聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

の命じた者若しくは委任した者に施行せらるることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行ふべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(監督処分に伴う損失の補償)

第十二条 公園管理者は、この法律の規定による許可を受けた者が前条第二項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公園管理者と損失を受けた者が協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、公園管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(原因者負担金)
第十三条 公園管理者は、都市公園に
に関する工事以外の工事(以下「他
の工事」といふ。)又は都市公園を
損傷した行為若しくは都市公園の
現状を変更する必要を生じさせた
行為(以下「他の行為」といふ。)に
より必要な生じた都市公園に関する
工事に要する費用については、
その必要を生じた限度において、
当該他の工事又は他の行為につい
て費用を負担する者にその全部又
は一部を負担させるものとする。
(附帯工事に要する費用)
第十四条 都市公園に関する工事に
より必要な了した他の工事又は都
市公園に関する工事を行うため必
要を生じた他の工事に要する費用
は、第八条の規定により許可に附
した条件に特別の定がある場合及
び第九条の規定による協議による
場合を除くほか、その必要を生じ
た限度において、当該都市公園に
關する工事について費用を負担す
る者がその全部又は一部を負担し
なければならない。
2 公園管理者は、前項の都市公園
に関する工事が他の工事又は他の
行為のため必要となつたものであ
るとときは、同項の他の工事に要す
る費用の全部又は一部を、その必
要を生じた限度において、その原
因となつた工事又は行為について
費用を負担する者に負担させるこ
とができる。

の規定によつてする処分による義務を履行するため必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該義務者が負担しなければならない。

(都市公園の保存)

第十六条 公園管理者は、都市公園の区域内において都市計画法第五条の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が執行される場合その他公益上特別の必要がある場合又は廃止される都市公園に代るべき都市公園が設置される場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

2 都市公園台帳の記載事項その他の作成及び保管に関する必要な事項は、建設省令で定める。

3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(条例で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基く命令で定めるもののか、都巿公園の設置及び管理に関する必要な事項は、公園管理者である地方公共団体の条例で定める。

第三章 雜則

(補助金)

(新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。)
第二十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

二 建設大臣は、地方公共団体に対して、この法律の施行に関する必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(都市公園の行政又は技術に関する勧告等)

第二十一条 建設大臣は、都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に関する必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(私権の制限)

第二十二条 都市公園を構成する土地物件については、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

(公園予定地等)

第二十三条 地方公共団体が都市公園を設置すべき区域を決定し、その旨を公告した後当該区域に都市公園が設置されるまでの間ににおいても、地方公共団体が当該区域内にある土地について権原を取得した後においては、第四条から第十

掲げる工作物その他の物件又は施設とみなし、その者を従前と同様の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占用することについて第六条第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占用して当該工作物等の新設・増設又は移転の工事を行つている者がある場合においても、同様とする。

(損失の補償)

7 公園管理者は、附則第四項から前項までに規定する者が、これら規定によつて、従前の権原によりなお公園施設を設け、若しくは管理し、又は都市公園を占用することができるものとされていた期間を短縮されたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償するものとする。

8 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(地盤国有公園に関する経過措置)

9 国は、明治六年太政官布告第十六号に基いて設置された公園又は旧東京市改正条例(明治二十二年勅令第六十二号)により議定された事業 旧特別都市計画事業若正十二年法律第五十三号)による特別都市計画事業、旧神宮關係特別都市計画法(昭和十五年法律第七十五号)による都市計画事業若しくは旧特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)による特別都市計画事業によつて生じた公園の健全なる発達をはかり、もつて公園の法律の施行の際都市公園となるものを構成する国有に属する

土地物件については、国有財産法の条件により当該工作物等を設けて当該都市公園を占用することについて第六条第一項の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に権原に基いて工作物等を設けるため既設公園を占用して当該工作物等の新設・増設又は移転の工事を行つている者がある場合においても、同様とする。

(損失の補償)

10 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のよう改正する。

第三条中第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 都市公園法(昭和三十一年法律第百三号)の施行に関する事務を管理すること。

[報告書は会議録追録に掲載]

(瀬戸山三男君登壇)

○瀬戸山三男君 大だいま議題となりました都市公園法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

従来、當造物である公園に関する法律といつしましては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わざかに都市計画法及び都市区画整理法にその建設に関する規定が散在する程度であります。

が、本法案の趣旨であります。

本法案は參議院先議でござりますので、去る三月十四日予備審査のため本委員会に予備付託され、同月三十日に付託となつたものであります。審査の過程において主として問題となりました点は、都市公園と国立公園との関係及び公園管理者以外の者の設置する公園施設についてであります。既設公園における公園利用者の利便とは無関係の施設、たとえば日比谷公園内の松木棧のとき施設は、本法施行後においてはできるだけ早い機会に適当な措置を講じたいとの答弁がありました。なお、詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

以上、「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十年度一般会計予備費の予算額は八十億円であります。このうち、財政法第三十五条の規定により、昭和三十年四月十五日から同年十二月二十七日までの間に河川等災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、港湾灾害復旧事業に必要な経費、文教施設災害復旧事業に必要な経費、災害救助に必要な経費、租税還付加算金に必要な経費、南極観測用船「宗谷」の代船購入に必要な経費等に、総額四十四億千三百余万円の使

用を決定いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) 日程第六、上林與市郎君登壇

○上林與市郎君 大だいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)外一件の承諾となりました。本件は、本年二月十日本委員会に付託せられ、同月十五日大蔵省山手政府委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、本年二月十日本委員会に付託せられ、同月十五日大蔵省山手政府委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本件は、本年二月十日本委員会に付託せられ、同月十五日大蔵省山手政府委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

以上二件につきましての審議の詳細は会議録をごらん願うことといたしました。次いで、本件は本月三日審議を了し、翌四日採決に入つたのですが、その際、自由民主党生田委員から、右はいずれも承諾を与えるべき旨の動議が提出されました。

次いで討論に入り、日本社会党吉田委員から、動議の趣旨に賛成するが、予備費の重要性にかんがみ、左記要旨の要望がありました。

一、各省各府において地方公共団体に概算払をした事業について、その進捗状況ならびにそれに要した費用の把握が十分でないのは極めて遺憾である。

二、総理府所管、英國における選舉区制度等の調査に必要な経費二百七十余万円につき、出張者の旅費精算書に遺憾の点があり、今後、厳重に注意すべきである。

〔昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)外一件の承諾〕

〔昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)外一件の承諾〕

〔昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)外一件の承諾〕

三、大蔵省所管外國為替資金特別会計における旧輸出契約に基く賠償金の支払に必要な経費千三十万余円につき、外國為替および外國貿易管理施行當時、旧レート時代に輸出許可を得たものの銀行買為替相場に関するものとし、更に周到な検討がのぞましかつて生田委員動議の通り議決いたした次第であります。

次に、昭和三十年度一般会計国庫債務負担行為総調査について申し上げます。昭和三十年度一般会計における財政法第十一条第二項の規定により、災害復旧その他緊急の必要がある場合に、國庫債務負担行為をすることができる金額は三十億円であります。このうち、南極觀測用船「宗谷」の改装に必要な經費につきまして、昭和三十年十二月二十七日閣議決定を経緯額四億六千七百余万円の範囲内で債務を負担する行為をすることいたしております。

本件は、前の予備費使用総額書(その1)と同様、討論採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決した次第であります。

以上で御報告を終ります。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) これより採決に入ります。
まず、日程第六の両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告の通り承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両件とも委員長

報告の通り承諾を与えるに決しました。

次に、日程第七につき採決いたしました。

長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り決しました。

次に、昭和三十年度一般会計国庫債務負担行為総調査について申し上げます。昭和三十年度一般会計における財政法第十一条第二項の規定により、災害復旧その他緊急の必要がある場合に、國庫債務負担行為をすることができる金額は三十億円であります。このうち、南極觀測用船「宗谷」の改装に必要な經費につきまして、昭和三十年十二月二十七日閣議決定を経緯額四億六千七百余万円の範囲内で債務を負担する行為をすることいたしております。

本件は、前の予備費使用総額書(その1)と同様、討論採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決した次第であります。

以上で御報告を終ります。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) これより採決に入ります。
まず、日程第六の両件を一括して採決いたします。両件は委員長報告の通り承諾を与えるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両件とも委員長

転任したので、それぞれその政府委員は自然消滅になつた。

一、去る三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

風見 章君 片山 哲君

法務委員 細田 紗吉君

通信委員 片島 港君

農林水産委員 松田 竹千代君

文教委員 木崎 茂男君

外務委員 松永 東君

下川儀太郎君

建設委員 石坂 繁君

福永 一臣君

渡邊 良夫君

吉田 賢一君

安平 鹿一君

鹿一君

勝六君

相川 勝六君

植木 康子郎君

片島 港君

吉田 賢一君

中嶋 太郎君

安平 鹿一君

勝六君

吉田 賢一君

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

風見 章君

法務委員

通信委員

農林水産委員

文教委員

外務委員

建設委員

福永 一臣君

渡邊 良夫君

吉田 賢一君

安平 鹿一君

鹿一君

勝六君

吉田 賢一君

公職選挙法改正に関する調査特別委員

一、去る四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

風見 章君

法務委員

通信委員

農林水産委員

文教委員

外務委員

建設委員

福永 一臣君

渡邊 良夫君

吉田 賢一君

安平 鹿一君

鹿一君

勝六君

吉田 賢一君

委員

一、去る三日議長において、次の特別

内閣委員

風見 章君

法務委員

通信委員

農林水産委員

文教委員

外務委員

建設委員

福永 一臣君

渡邊 良夫君

吉田 賢一君

安平 鹿一君

鹿一君

勝六君

吉田 賢一君

委員

一、去る三日議長において、次の特別

内閣委員

風見 章君

法務委員

通信委員

農林水産委員

文教委員

外務委員

建設委員

福永 一臣君

渡邊 良夫君

吉田 賢一君

安平 鹿一君

鹿一君

勝六君

吉田 賢一君

委員

一、去る五日議長において、次の通り特別

内閣委員

風見 章君

法務委員

通信委員

農林水産委員

文教委員

外務委員

建設委員

福永 一臣君

渡邊 良夫君

吉田 賢一君

安平 鹿一君

鹿一君

勝六君

吉田 賢一君

委員

一、去る五日議長において、次の通り特別

内閣委員

風見 章君

法務委員

通信委員

農林水産委員

文教委員

外務委員

建設委員

福永 一臣君

渡邊 良夫君

吉田 賢一君

安平 鹿一君

鹿一君

勝六君

吉田 賢一君

委員

